

学生合宿交流促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村山市補助金等交付規則(昭和37年5月25日規則第13号)に基づき、学生合宿交流促進事業実施のため、当該事業主催者(以下「補助事業者」という。)が学生合宿交流促進事業を行う場合において、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助事業者に対し補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「合宿」とは、学生等が体育施設又は野外において練習を行い、宿舎において生活をともにすることをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、山形県外に所在する高等学校、短期大学若しくは大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定するものをいう。)で構成する体育系の団体が市内に宿泊して行う合宿(練習の公開や合同練習など市民との交流を図ること)で、次に定める要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1)旅館業法(昭和23年法律第138条)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊営業に係る次に掲げる施設を除く施設に宿泊するものであること。

- ア 合宿所
- イ スポーツ施設に付随する宿所
- ウ バンガロー
- エ ログハウス
- オ キャンプ場
- カ その他市長が不適當と認める施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1)単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの。
- (2)営利を目的とするもの
- (3)政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4)前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は合宿の主催者(部長、監督又はコーチ、マネージャーを含む。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条第1項第2号に規定する延人数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額とし、1回につき150,000円を限度とする。ただし、合宿期間中に市民を対象としたスポーツ教室を開催した場合、指導謝礼として50,000円を別に支給するものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金交付申請書(様式第1号)の提出期限は、次の各号に掲げる書類を添え合宿実施1か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 当該年度の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、当該補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付並びに額を決定し、補助事業者に条件を付して通知をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

- (1) 補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の10分の1以内の軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - 2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受領したときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。この場合においては当該補助金の交付指令書の写を当該請求書に添付しなければならない。

(事業実績報告)

第10条 事業実績報告書(様式第2号)の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日とし、次に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取り消)

第11条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則に基づく市長の処分違反したとき若しくは実績報告に基づく事業の精算額が補助額以内のときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、村山市補助金等交付規則による。

附則

この要綱は、制定の日から施行し、平成26年度分の補助金等から適用する。